

令和6年第1回定例会

鉾田・大洗広域事務組合議会会議録

開会 令和6年2月27日

閉会 令和6年3月13日

鉾田・大洗広域事務組合議会

令和6年第1回銚田・大洗広域事務組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年2月27日（火曜日） 午後4時10分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（5名）

1番	岩間勝栄議員	2番	井川茂樹議員
3番	亀山彰議員	4番	飯田英樹議員
5番	勝村勝一議員		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	岸田一夫	副管理者	國井豊
会計管理者	新堀和子	銚田市環境経済部長	鬼沢良一
銚田市生活環境課長	冨田茂	銚田市廃棄物対策係長	出村智明
大洗町生活環境課長	大川文男	大洗町生活環境係長	篠原宏治
事務局長	舟橋正人（兼務）	事務局長補佐	大嶋克弘（兼務）
事務局長補佐兼 施設整備係長	大川洋一（兼務）	総務係長	石橋知之（兼務）
施設整備係長	土田秀樹（兼務）	総務係長	小野瀬匡（兼務）

職務のため出席した者の職氏名

書記長	舟橋正人（兼務）	書記長補佐	大嶋克弘（兼務）
書記長補佐	大川洋一（兼務）	書記	石橋知之（兼務）
書記	土田秀樹（兼務）	書記	小野瀬匡（兼務）

開会 午後4時10分

### ◎開会及び開議の宣告

○井川茂樹議長 ただいまの出席議員は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和6年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

### ◎管理者挨拶

○井川茂樹議長 管理者より議会招集の挨拶をお願いいたします。岸田管理者。

○岸田一夫管理者 ご苦労さまでございます。

議員の皆様におかれましては、議会全員協議会に引き続きまして、令和6年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会へご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会におきましては、令和5年度一般会計補正予算（第3号）並びに令和6年度一般会計予算のほか、条例及び規約の改正、新ごみ処理施設の建設に係る工事請負契約の締結についての5件につきまして、議決を求めるものでございます。

提出議案の内容につきましては、この後、事務局長からご説明申し上げますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

### ◎諸般の報告

○井川茂樹議長 ありがとうございます。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

本日の議事日程をお手元に配付いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査の結果報告及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○井川茂樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、3番 亀山彰議員、4番 飯田英樹議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○井川茂樹議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの18日間と決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○井川茂樹議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時14分

## 令和6年第1回銚田・大洗広域事務組合議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年3月13日（水曜日） 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第1号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第2号 令和6年度銚田・大洗広域事務組合一般会計予算
- 日程第3 議案第3号 銚田・大洗広域事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第5 議案第5号 工事請負契約の締結について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程のとおり

追加日程第1 発議第1号 「議案第5号 工事請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）

出席議員（5名）

1番	岩間勝栄議員	2番	井川茂樹議員
3番	亀山彰議員	4番	飯田英樹議員
5番	勝村勝一議員		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	岸田一夫	副管理者	國井豊
会計管理者	新堀和子	銚田市環境経済部長	鬼沢良一
銚田市生活環境課長	冨田茂	銚田市廃棄物対策係長	出村智明
大洗町生活環境課長	大川文男	大洗町生活環境係長	篠原宏治
事務局長	舟橋正人（兼務）	事務局長補佐	大嶋克弘（兼務）
事務局長補佐兼 施設整備係長	大川洋一（兼務）	総務係長	石橋知之（兼務）
施設整備係長	土田秀樹（兼務）	総務係長	小野瀬匡（兼務）

職務のため出席した者の職氏名

書記長	舟橋正人（兼務）	書記長補佐	大嶋克弘（兼務）
書記長補佐	大川洋一（兼務）	書記	石橋知之（兼務）
書記	土田秀樹（兼務）	書記	小野瀬匡（兼務）

開議 午後 3 時00分

◎開議の宣告

- 井川茂樹議長 ただいまの出席議員は5名であります。  
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。  
なお、発言等につきましては、自席でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 

◎諸般の報告

- 井川茂樹議長 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。  
本日の議事日程及び執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 井川茂樹議長 日程第1、議案第1号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。
- 舟橋正人事務局長 それでは、議案第1号 令和5年度銚田・大洗広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。  
本案でございますが、歳入予算におきましては、組合債の金額の決定により減額するものでございます。  
歳出予算におきましては、搬入路整備工事に伴い発生したNTT情報ボックス移設に係る負担金の増額並びに工事に係る入札差金及び借入金利の決定による償還金の減額を行うものでございます。  
また、搬入路整備工事等の工期を確保するため、繰越明許費を設定するものでございます。  
議案書の1ページをご覧ください。  
第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,520万5,000円とするものでございます。2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。  
なお、内訳につきましては、後ほどご説明させていただきます。  
第2条の繰越明許費につきましては、4ページ、第2表、繰越明許費のとおりでございます。



対象事業は施設建設費で、繰越金額を9,092万5,000円とするものでございます。なお、内訳といたしましては、搬入路整備工事等、電柱及び情報ボックスの移設負担金並びに各種委託業務の履行期間延長を行うものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、5ページ、第3表、地方債補正のとおりでございます。対象である建設地造成工事の入札差金により起債額を2,050万円減額し、2億6,310万円とするものでございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

8款1項1目1節の清掃債では、起債対象事業である建設地造成工事の入札差金により2,050万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

3款1項1目の施設建設費でございますが、14節の工事請負費では搬入路整備工事と造成工事における入札差金の一部である3,777万4,000円を減額し、18節の負担金、補助及び交付金では搬入路整備工事に伴う東京電力電柱移設負担金の減及びN T T情報ボックス移設負担金の増により413万2,000円を増額するものでございます。

次に、4款1項1目の利子でございますが、22節の償還金、利子及び割引料では、長期債利子及び一時借入金利子の金利決定によりまして、516万2,000円を減額するものでございます。

10ページをご覧ください。

6款1項1目の予備費では、循環型社会形成推進交付金の年度間調整分を調整するため、1,830万4,000円を増額するものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第1号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算(第3号)。

4ページ、第2表、繰越明許費。施設建設費9,092万5,000円。

電柱及び情報ボックス移設工事関係負担金そのほかの委託業務が遅れるわけのことですが、搬入路整備工事及び配水管等布設工事、2つの工事の当初工期と延長の期間並びに遅延理由を説明願いたい。

○井川茂樹議長 答弁をお願いします。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 繰越しの理由でございますけれども、搬入路整備工事につきましては、2工区ともに令和5年8月14日に契約し、工期はどちらも8月15日から令和6年3月31日までの230日間となっております。また、配水管布設工事は令和6年2月15日に契約し、工期は2月16日から3月31日までの45日間となっております。工期につきましては、補正予算議決後、東京電力、N T T及

び施工会社と協議し、調整するため明確になっておりませんが、地元から早期完成を求められていますので、遅滞なく進めていきたいと考えております。

遅延の理由ですが、当初、搬入路工事完了後、令和6年度以降に配水管布設工事を行う計画としておりましたが、国土交通省から、搬入路完成後の再掘削には3年以上の期間を空けなければならないということが分かりました。また、電柱移設は、申請から3か月から6か月程度の期間を要しますが、電柱移設の申請前に地権者の承諾をいただければ、申請から移設までの期間が短縮可能ということでしたが、移設先地権者は、当初、搬入路の土地協力に消極的であったため、移設は慎重に進めていきたいという考えから、予定外に時間を要したため繰越しとなりました。以上になります。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 はい、了解です。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和5年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第2、議案第2号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第2号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

令和6年度当初予算でございますが、第1条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,740万5,000円と定めるものでございます。なお、前年度当初予算と比較しますと、1億4,740万1,000円の増額となっております。2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

の金額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算によるものとしております。

次に、第2条の地方債では、4ページの第2表、地方債におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第3条の一時借入金では、一時借入金の最高額を4億8,000万円と定めております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金といたしまして、1億5,837万2,000円を計上しております。内訳といたしましては、負担金条例の負担割合により、1節の事務費負担金では鉾田市負担金として4,028万7,000円、大洗町負担金として3,607万7,000円、2節の建設費負担金では鉾田市負担金として5,209万1,000円、大洗町負担金として2,991万7,000円を計上しております。なお、令和6年度は、建設費負担金の按分対象額の減に伴い、前年度と比較しますと、5,096万7,000円の減額となっております。

2款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金として1,649万5,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1,964万2,000円の減額となっております。補助対象事業は、建設地造成工事及び施工監理業務となります。

続きまして、3款財産収入から8ページの4款寄附金、5款繰入金までは、前年度と同額の1,000円を計上しております。

6款繰越金では、循環型社会形成推進交付金の年度間調整分として2,353万3,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、2,261万円の増額となっております。

9ページをご覧ください。

7款諸収入につきましては、1項に組合預金利子として、2項に雑入としてそれぞれ前年度と同額の1,000円を計上するものでございます。

8款組合債では、起債対象事業である建設地造成工事及び施工監理業務並びに本体整備に係る設計監理・施工監理業務等の財源として、一般廃棄物処理事業債4億7,900万円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1億9,540万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

1款議会費につきましては、54万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、1万4,000円の減額となっております。主な増減理由といたしましては、組合議員改選の終了による報酬の減となります。

2款総務費につきましては、10ページから11ページにございます1項の総務管理費と、12ページにございます2項の監査委員費の合計で7,035万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、269万3,000円の増額となっており、主な増減理由といたしましては、派遣職員人件費負担金の増、事業者選定委員会の終了に伴う減等によるものでございます。

次に、13ページの3款衛生費につきましては、5億6,802万7,000円を計上しております。前年度

と比較いたしますと、1億1,711万3,000円の増額となっており、主な増減理由としましては、建設地造成工事及び施工監理業務、本体整備に係る設計監理・施工監理業務等の増並びに事業者選定アドバイザー業務及び搬入路整備工事等の終了に伴う減等によるものでございます。

14ページをご覧ください。

4款公債費につきましては、1,295万9,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、709万7,000円の増額となっており、長期債利子及び資金繰りに用いる一時借入金利子の増並びに令和3年度債の元金償還の到来による増によるものでございます。

15ページをご覧ください。

5款諸支出金につきましては、財政調整基金運用利子の積立金として前年度と同額の1,000円を計上するものでございます。

6款予備費といたしましては、循環型社会形成推進交付金の年度間調整のため、2,051万2,000円増額の2,551万2,000円を計上しております。

以上、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第2号 令和6年度鉾田・大洗広域事務組合一般会計予算。

4ページ、第2表、地方債。一般廃棄物処理事業債4億7,900万円の利率、年5.0%以内とあるが、補正予算は年3.5%以内とあり、当該利率の違いについての説明と現在借入の相手先と金額及び利率について説明いただきたい。

7ページ、国庫補助金。循環型社会形成推進交付金1,649万5,000円。

今年度に比べ1,964万2,000円の大幅減額の理由と建設工事等の予算が確定したことで補助金、交付金の申請額も見えてきたと思うが、施設完成までの補助金、交付金の種別と予想金額並びに事業費に対する補助率を示していただきたい。以上です。

○井川茂樹議長 答弁願います。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 答弁いたします。

まず、一般廃棄物処理事業債の内容ですけれども、利率が年5.0%以内とあるが、補正予算は年3.5%以内としている理由についてですが、総務省から示されました令和6年度地方債計画におきまして、一般廃棄物処理事業債の償還期間及び据置期間の上限が、従来の3年据置き20年償還から5年据置き30年償還に延長されたためであり、なお、令和3年度から令和5年度の利率は、大洗町の予算を参照しておりましたが、この変更に伴い、鉾田市の予算を参照することにいたしました。また、償還期間及び据置期間が長くなると金利は上昇し、財政融資資金の令和6年2月の適用金利で比較しますと、3年据置き20年償還の場合は1.1%、5年据置き30年償還の場合は1.4%となっております。

続いて、次の質問に移ります。

現在の借入先と金額及び利率でございますけれども、借入先は、財務省の財政融資資金を借りております。金額及び利率につきましては、令和3年度債につきましては1,310万円、利率は0.3%、令和4年度債につきましては510万円、利率は0.7%、令和5年度債につきましては2億6,310万円、利率は1.1%となっております、3年据置き、20年償還というふうになっております。

循環型社会形成推進交付金ですが、大幅減額の理由でございますが、建設地造成工事の補助対象経費の減に伴う交付金の減が主な原因であります。建設地造成工事の面積按分率を令和5年度は基本構想に基づく34.12%で算定していたところ、令和6年度は日立造船の提案ベースに基づく19.34%で算定することになりました。また、建設地造成工事に充当する令和5年度の循環型社会形成推進交付金のオーバーフロー分として、236万4,000円があったことも要因になっております。以上でございます。

○井川茂樹議長 岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 次に、基金費。財政調整基金。

事務組合における財政調整基金の取扱いについて、詳細な説明を求めます。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 財政調整基金について申し上げます。

財政調整基金の内容でございますけれども、銚田・大洗広域事務組合資金積立基金条例に示されております。目的としましては、組合財政の円滑かつ健全な運営を図るためということになっておりまして、処分の用途につきましては、経済事情の変動により財源が著しく不足する場合、2つ目に災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を補填する場合、3つ目としまして、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費など、5つの項目について用途が規定されております。以上になります。

○井川茂樹議長 いいですか、次の質問で。終わりですか。

○1番 岩間勝栄議員 終わりです。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和6年度銚田・大洗広域事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第3、議案第3号 銚田・大洗広域事務組合監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第3号 銚田・大洗広域事務組合監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、令和6年4月1日となっております。

以上、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号 銚田・大洗広域事務組合監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第4、議案第4号 鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第4号 鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年4月1日から、鹿島地方公平委員会の執務場所を神栖市役所から

銚田市役所に変更することに伴い、鹿島地方公平委員会共同設置規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号 鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 日程第5、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 それでは、議案第5号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設建設工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札により令和5年11月28日に開札した結果、日立造船・株木・大貫特定建設工事共同企業体が146億9,800万円で落札し、これに取引に係る消費税及び地方消費税の14億6,980万円を加えました161億6,780万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、入札執行の状況及び経過につきましては、裏面2ページの参考資料をご覧ください。

7、開札結果の表の枠外になりますが、予定価格は運営・維持管理業務委託料を含め272億6,200万円で、参加したグループは1グループでございます。日立造船グループが入札金額税抜き272億

6,200万円、税込み299億8,820万円で落札いたしました。

以上、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井川茂樹議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第5号、工事請負契約の締結について。

エネルギー回収型廃棄物処理施設をストーカ処理方式で工事を請け負える企業は何社あったか。

今回の入札では、総合評価一般競争入札を選択しましたが、どのようなメリットを求めたのか。

さらに、実際入札を行って、そのメリットは生かされていたのか。

総合評価一般競争入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき実施されたと思いますが、その中で様々な規定がありますが、その規定の内容をどのように担保したのか。以上です。

○井川茂樹議長 答弁願います。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設、ストーカ方式を請け負える企業は何社あったかということでございますけれども、当組合における入札参加資格を満たす企業は13社ございました。

次に、今回の総合評価一般競争入札のメリットでございますけれども、価格だけでなく技術力を総合的に評価して落札者を決定するこの方式は、安全で安心な整備、運営を実現するといった技術面と、建設費と維持管理費を含めた価格面を総合的に評価するものであり、より良い施設整備と運営を適切な価格で調達できると同時に、談合等の不正防止も図ることが期待できるメリットがあります。今回の入札で提案された内容は、当組合が要求した以上のものとなっておりますので、メリットは生かされたのかなというふうに考えております。

続きまして、総合評価一般競争入札の規定とその内容をどのように担保したのかということにつきましてご説明申し上げます。

まず、入札につきましては、落札者決定基準を定めることになっておりまして、その基準に基づいて設定をしております。その落札者の決定基準といたしましては、落札者決定の手順、提案書の基礎審査及び定量化審査、入札価格の定量化審査並びに提案書の定量化審査において審査する点について示しております。また、提案審査というものがございまして、その内容につきましては、鉾田市議会につきましては全員協議会におきまして、大洗町議会につきましては資料提供ということでご報告しております。

続いて、3つ目になりますけれども、入札の決定とか、そういう内容をご説明すればよろしいでしょうか。

○井川茂樹議長 岩間議員、入札の内容を説明すればよろしいですか。

○1番 岩間勝栄議員 その規定の内容をどのように担保したのかということです。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 まず、入札制度の中に、落札者決定基準、場合によっては落札者の決定に当



たつて、2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならないというふうとうたっております、国土交通省の総合評価実施マニュアルの中には、学識経験者は、当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者とされておりまして、例としましては、大学、工業高等専門学校の教職員、都道府県、他の市区町村の土木部局の職員などが挙げられております。

今回選定しました2人の学識経験者につきましては、当該事業の経験を多数有する大学教授の樋口委員、元県職員で、エコフロンティアかさまの建設から運営・維持管理を経験し、現在は高萩市の監査委員に選任されている市毛委員としておりました。樋口委員、市毛委員ともに経験した他事例から、当組合のごみ処理施設整備に合った意見等をいただき、落札者決定の判断材料になったと考えております。以上になります。

○井川茂樹議長 よろしいですか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 この入札では、落札者決定基準を定めることになっています。その基準を説明願いたい。

提案審査には、事業者選定委員会が基礎審査及び定量化審査をすることになっています。委員名簿と審査結果を説明願いたい。

この入札制度では、落札者決定基準及び落札者の決定に当たり、2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないとなっています。意見を求めた学識経験者はどなたで、どのような能力と経験者であるのか示してください。また、どのような意見があったか、その意見がどのように落札者の判断材料になったのか伺います。

○井川茂樹議長 岩間議員に申し上げます。

今の件に関しては、事務局長から説明がありましたので、次の質問をお願いいたします。

○1番 岩間勝栄議員 落札者の決定では、委員会が2つ以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きとなっています。こんな基準は、税負担をしている大洗町民、銚田市民に対し、許される内容ではありません。この項目は履行されなかったものの、このような基準で入札が行われたことは基準に問題があったと考えるべきです。再度の入札が必要です。

今回の入札後の契約議決により、基本契約、運営・維持管理業務委託契約も発効します。当該契約に伴う契約相手企業の会社概要と……ここまででいいですね。以上です。

○井川茂樹議長 答弁願います。舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 落札者の決定についてですけれども、地方自治法施行令第167条の9に、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないと規定されております。今回の入札では、価格以外にも評価しておりますが、それに準じて、総合評価値が最も高い提案をした者が2つ以上あった場合には、くじ引きにより落札者を決定するという基準を設けております。

続きまして、本契約における会社概要及び履歴事項全部証明書を配布したいと思いますので、ご

確認をお願いしたいと思います。

○井川茂樹議長 許可いたします。

10分間休憩します。

(午後 3 時41分)

---

○井川茂樹議長 再開いたします。

(午後 3 時51分)

---

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 岩間議員の質問に答弁いたします。

今回参加した企業につきましては、入札の基準に基づいたものでございます。会社の概要につきましては、今お配りしました、ページは書いてございませんけれども、履歴事項全部証明書の中に記載してございますので、ご覧いただければと思います。以上になります。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。亀山議員。

○3番 亀山彰議員 私の方からも何点かお伺いいたします。

まず、大変会期が延びて、大洗が大変なときに、また、時間をかけていただいて本当にありがとうございます。しかし、300億の大きな事業でありますから、慎重に精査しなければなりません。

まず1点は、再三開示を求めても開示をしなかったプラントメーカーの見積りですが、ようやく3月7日に開示していただきました。これを見ますと、一番安い業者と一番高い業者が110億円差があります。まず、この110億円差がある中で、このアンケート調査、令和4年6月に13社に送って3社が返ってきたということで、いろんな基準を設けて、積算するだけでも大変な資料だと思うんですが、3社の方が希望していただいて、アンケートを取っていただいたのですが、110億も違う理由、非常に大きな金額、1,000億の事業で110億であれば何となく分かるんですが、1,000億ではなくて300億の事業で110億も見積りが違うというのは、すごい誤差だと思うのですが、ここについてどのようなようになっているのか。

もう1点が、これはあくまで仮の話ですが、今回落札した業者が、仮に一番高い見積りを出していた業者だとすると、仮定の話ですよ、70億も値引きをして落札しているということになるわけですよ。70億も誤差があって本当に当たり前の工事ができるのか、当たり前な維持管理、20年の維持管理が本当にできるのか。その辺についてまずお尋ねいたします。

○井川茂樹議長 答弁願います。土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 質問にお答えいたします。

まず、1点目といたしまして、メーカーの見積りを3社取りまして、その最高と最低の差が110億ある理由ですが、実際に最高額を出したメーカーと最低額を提示したメーカーとでは、発電付き焼却施設において、施工の実績数ですとか運営の実績数、こういったものが大きな差がございます。そのため、両社の金額の差は、そのような経験の差に基づきまして、過去の経験に基づく建設、運営のリスクを適正に見込んでいるか否か、また、直近の物価上昇等を見越した見積りを行っているかどうかといったことが表れてきたのかというふうに思われます。最低額を出したメーカーさんの方は、やはり実績数が少ないので、そういった少ない実例をベースとして積算している一方で、実績の多いところに関しましては、多数のリスク等を見越した見積りを出している実績等がありますので、そういったところから、金額の差が表れているのかというふうに思っております。

2点目といたしましては、もし仮に高い事業者さんが取ったというところで、70億の値引きということになってしまうということですが、基本的には、それでこの事業が、組合が目指している要求水準を満たすということで上げてきているということですので、その点に関しましては、組合が求める施設ができるというふうに感じております。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 しっかり自信がある答弁、これまで何回かお邪魔して話を聞いたところと同じような内容なので、そこは大丈夫なのかなというふうに思う反面、なぜ、一番最初、我々に開示したものは3社の平均の金額だけ、そして一番高い金額、この2点しか提示しないと。これは何か根拠あるんじゃないかというふうに普通の人は思いますよ。なぜこのようなことをしたのか。まして債務負担行為は最高額に合わせているんですよ、343億、最高額に合わせて。これは完全に我々議会議を謀っているんじゃないですか。最高額の債務負担行為を許可させておいて、情報は出さない。これは管理者、何かあるんじゃないんですか。そのように疑うのが当たり前だと思うんですが、しかも、情報を開示してくれというお願いをして1か月以上たって開示を。たった1週間で我々、私、一生懸命これ審査させていただきましたよ。何度も役所に来させていただいて、本当に事務組合の皆さんには丁寧に説明を受けました。色々理解させていただく中で、なぜ隠す必要があるのかが全く分からないんですよ。しかも、しかもですよ、こともあろうに私が説明を拒否しているなんていうデマまで流している愚か者がいるんですよ。大変情けない。これは事務局長、私は、あなた方に求められて、会うことも説明も拒否したことがありますか。この2点、なぜ開示しなかったのか、疑われるようなことをわざわざなぜやっているのか、1か月以上もこの程度の資料も出せないのか。それと、私が皆さんの説明を拒否したということがあるのかないのか、この2点をお伺いいたします。

○井川茂樹議長 土田施設整備係長。

○土田秀樹施設整備係長 質問にお答えします。

まず、アンケート調査の見積額の提示について、時間がかかった理由についてご説明いたします。今回の見積りは、PFI等導入可能性調査のための事業費の参考としまして徴取したこと、予定

価格を類推するものではないということ、また、各メーカーに確認しまして了承いただいたことから、全体の額等々を出ささせていただきました。

なお、当事業は、やはり300億というかなり大きな事業でございますので、なおかつ入札方式が総合評価方式、また、事業方式はDBO方式というものでございましたので、公表することに対しては、慎重を期すために確認の時間をいただきまして、調査をさせていただきました。すぐに出せなかったことに対しては、大変申し訳なく思っております。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 亀山議員の質問にお答えいたします。

私どもが、亀山議員のお宅等を含め、もちろん支所の方に来ていただいたこともございますけれども、私たちが説明したいという要求をしたときに、亀山議員の方から拒否するというようなことは一度もございませんでした。以上でございます。

○井川茂樹議長 亀山議員。3回目です。

○3番 亀山彰議員 まず、後の部分、後のことについては、私は一度もありませんし、全て説明を聞いています。こちらから求めたこともあります。組合議員としてしっかり、市民から負託を受けている事業ですから、しっかりそこは働いております。

本当に300億の事業、慎重になるというのは分かるんですが、分かるからこそ、情報は開示しなければいけないと思うんですよ。12月に落札業者が決定しているのにそれが開示できないと、あり得ないですよ。我々組合議員ですから、なにも管理者が秘密会を開けばいいじゃないですか。守秘義務を課せてほかに出さないということでやれば、何の問題もなく即日出せますよ。そういった努力もせずずっと隠し続ける。非常に疑念を持つ、もうこれは疑念に疑念を重ねるわけですよ、非常に疑わしい事業だと、疑わしい入札だというふうに私は感じています。その辺に関して、ご答弁あればお願いいたします。

○井川茂樹議長 舟橋事務局長。

○舟橋正人事務局長 亀山議員の質問にお答えしたいと思えます。

先ほど土田係長が申し上げましたとおり、出せるか出せないかという話が最初にございまして、それで非常に時間がかかったということは、大変申し訳なかったと思っております。300億という事業をやっていく中で、当初にそういった開示ができれば、疑われるというか、そういったこともなく済んだというふうにも考えております。その辺につきましては、お詫びしたいと思っております。以上になります。

○井川茂樹議長 岸田管理者。

○岸田一夫管理者 私はじめ副管理者、そして職員の方は全て、隠すとか隠蔽するようなことはないです。以上です。

○井川茂樹議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、質疑を終結いたします。

議案第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。岩間議員。

○1番 岩間勝栄議員 議案第5号 工事請負契約の締結について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の契約締結の議案については、説明、質疑結果から、競争原理が働かない方法で選定されたものであり、建設費のみならず、管理維持経費を含め、将来にわたり、大洗町民並びに鉾田市民の子々孫々に至るまで、莫大な負担を強いることになる鉾田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設建設工事であることが自明な契約であることから、看過できない議案であり、チェックに当たるべき大洗町担当部局、財政部局、同じく鉾田市環境、財政担当部局において独自の資料収集、分析を怠り、当該議会においても各議会への説明もできないことから、いまだにメリットのある入札方法であったことも説得できない状況にあります。

入札に当たっては、総合評価一般競争入札方式を取り入れ、実質的には落札業者しか応札できない排他的入札を実施し、独占応札、そして独占受注となるように仕向けさせたものでした。

さらに、落札者に対する学識経験者の意見に関しても、該当する識者を強いて認めるとすれば、大学教授1人の意見であり、そのほか3人は素人であり、学識経験者2人以上の意見の要件を満たしておりません。

さらに、施設の維持管理に当たるとされる新会社、鉾田大洗環境テクノロジー株式会社の本店所在地は、建設に当たるJVの1社の所在地に置くなど、落札代表企業直系の子会社でないこと、さらには、落札業者設備運営経験は、千葉県内で1年足らずの実績しかないことから、信じがたい落札業者関係であることにも関わらず、管理者及び事務局は問題視していないなど、信じがたい入札、応札、落札、そして契約をしようとしていることは、大洗町民並びに鉾田市民に説明できない状況にあります。

また、住民、特に鉾田市民から危惧されているごみ収集方式や遠隔地ごみ集積所と運搬費負担の負担増があっては、建設費のみならず、運用費用に鉾田市民の税負担が増大する形になり、鉾田市民に理解を求めることはできません。

今後の超少子高齢化市町になることが必然のため、ごみ減量は当然であり、SDGsの達成を加味すれば、さらに施設運営費は大きく削減することが見えなければなりません。

この建設、長期維持管理の長期契約議案審議に当たり、半数以上の議員が議案説明を理解していない中で、発言者も4名と信じられない人数での審議であり、前述した資料提示を受け、大洗町、鉾田市両議会で納得するまで再度の議論をする機会が必要と考えるものです。

その上で、経費削減をするための設備耐用年数の確保をうたった契約、運営などに関する条例、規則並びに契約会社との協定などを策定、締結し、ランニングコスト削減を前提にした諸計画も策定した上での契約とすべきと考えるものです。

よって、議案第5号 工事請負契約の締結については、鉾田市選出の組合議員として、鉾田市民

の合意を得られないと判断し、反対の立場で討論いたします。以上です。

○井川茂樹議長 ほかに討論ありませんか。飯田議員。

○4番 飯田英樹議員 議案第5号 工事請負契約の締結についてに対しまして、賛成の立場で討論いたします。

現在稼働中の大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンターや鉾田クリーンセンターは、老朽化が進んでいるため、修繕工事を繰り返し行い、毎年多額の支出を余儀なくされており、今回の契約は、地域住民の今後の生活を大きく左右するような重要なものであると考えております。

この新ごみ処理施設整備事業は、令和2年4月に鉾田市・大洗町広域ごみ処理促進協議会を設立し、地元の理解を得ながら建設地選定を進め、令和3年4月に鉾田・大洗広域事務組合を設立し、以降、約3年間という短い期間の中で、ごみ処理施設整備検討委員会及び事業者選定委員会を立ち上げ、施設整備に係る必要事項について決定し、今回の工事請負契約の議決に至りました。

また、今回の発注方式を、価格面のみならず、技術面でも評価した総合評価一般競争入札として実施したことは適切であると判断いたしまして、時期も昨今の物価高騰による資材が高騰した初期に実施したことで、現在の同規模の施設整備費よりも価格を抑えることを実現できたと理解するものであります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨につきまして、ご理解、ご賛同いただくことをよろしくお願い申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。以上でございます。

○井川茂樹議長 ほかに討論ありませんか。亀山議員。

○3番 亀山彰議員 議案第5号 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

進入路、造成工事も着工して、いよいよ鉾田市、大洗町共同でのごみ処理施設本体工事が進み、市民、町民が安心して暮らせると安堵しておりました。また、将来負担も最小限に抑えた事業であり、鉾田市にとって、現段階では最善の工事計画だとこれまで賛同しておりました。

しかし、岸田管理者は、これまで、聞かれないから答えない、聞かれても都合が悪ければ答えないの態度をひたすらに続け、秘密裏に事業を進めている印象です。3年という短い期間、少人数での議事決定、非常に疑念が残る一方でございます。

今回の工事請負契約でも、入札開札前は、情報公開を求めても、これは非開示なのは理解できません。落札グループの決定後も情報開示を拒み続け、秘密裏に事業を進めています。今議会、議案配付直後の2月中旬頃から情報公開を申し込みましたが、開示を拒否し続け、半月以上経過後のこの議会開会後の3月7日まで情報開示を拒否しておりました。

工事費が約150億円、成約すると20年間で150億円の維持管理費が自動的に契約される300億円の入札の審議に対して、たった4名の議員で精査しなければなりません。組合議員として、圧倒的に情報不足の中、主権者である鉾田市民、大洗町民の代表として審議を試みました。予定価格の算出根拠について、参考にしたプラントメーカー3社の見積りが110億円もの隔たりがある上、最高見積額の提出企業が落札したと仮定すると、70億円も値引きしたことになり、本体工事の施工や20年間

の維持管理に対して非常に不安があります。現段階では、公平な入札が行われたとは到底思えません。

情報不足、時間不足により、今回の予定価格の妥当性を理解するには困難でした。短い時間ながら、職員の皆さんには丁寧な説明をいただきましたが、核心部分になると、管理者の許可がなく、情報開示もいただけませんでした。その上、管理者は、「組合議員に説明したくても、組合議員が説明を拒否している」と鉾田市議に虚偽の情報を流し、疑念を感じている組合議員が悪者のような印象操作までしています。

また、入札方法は総合評価一般競争入札と、鉾田市出身の議員には初めての試みであり、議会に対しても、もっと丁寧な説明が必要だったと思います。鉾田市議会の中でも、全員協議会が入江議長の発議で異例の2度も行われております。過半数以上の議員が、「一旦立ち止まり、事業を精査すべき」となっています。

このことから、議案第5号 工事請負契約の締結については反対いたします。同僚議員各位の賛同を願い、反対討論を終わります。

○井川茂樹議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、起立により行います。

議案第5号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井川茂樹議長 賛成、反対が同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第5号につきましては、議長は可決と裁決いたします。

---

### ◎動議の提出

〔「動議」「賛成」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 動議、1人ありますので、動議を許します。

日程に追加して、動議を皆さんに諮ります。

動議につきまして、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○井川茂樹議長 これも同数ですので、私が裁決いたします。

動議を許します。

暫時休憩いたします。

(午後 4 時15分)

---

○井川茂樹議長 再開いたします。

(午後 4 時16分)

---

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井川茂樹議長 亀山議員。

○3番 亀山彰議員 議案第 5 号について、先ほど可決されましたが、附帯決議を付けたいと思い、動議を提出いたします。

動議の説明も続けてよろしいですか。

○井川茂樹議長 朗読でお願いいたします。

○3番 亀山彰議員 それでは、許可いただきましたので、動議を朗読して説明とさせていただきます。

発議第 1 号 「議案第 5 号 工事請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、鉾田・大洗広域事務組合議会会議規則第12条の規定により提出いたします。

議案第 5 号 工事請負契約の締結についての可決に当たり、下記の意見を付するものとする。

記

- 1、今後、入札に対して公平公正に執行すること。
- 2、落札者決定後、速やかに情報を鉾田・大洗広域事務組合議会に報告すること。
- 3、事業進捗に当たっては、速やかに鉾田・大洗広域事務組合議会へ情報提供すること。

以上、決議する。

以上を提出したいと思います。

提出議員、亀山彰。賛同者、岩間勝栄。以上です。

○井川茂樹議長 これに対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 質疑なしと認めます。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 それでは、この決議案に対して採決をいたします。挙手で採決をしたいと思います。



賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○井川茂樹議長 同数ですので、議長の裁決で行います。

これを可決といたします。

---

#### ◎会期中の閉会

○井川茂樹議長 以上をもちまして、本定例会の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○井川茂樹議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○井川茂樹議長 これをもちまして、令和6年第1回鉾田・大洗広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 井 川 茂 樹

署 名 議 員 亀 山 彰

署 名 議 員 飯 田 英 樹